

法制度等の主な動きとポイント

『新・基本保育シリーズ』は、保育者養成校において保育者を志している方々が学ぶテキストとして発刊され、今日まで多くの方々に基礎知識や技術を修得するためにご活用いただいております。

本冊子は、令和5年度における法制度等の主な動きのうち、本シリーズに関連の深い事項をわかりやすく解説したものです。

CONTENTS

1 「こども大綱」の推進	1
2 「こども未来戦略」の策定	1
3 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の策定	2
4 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」の策定	2
5 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の改正	3
6 DV防止法の改正	3
7 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改定	5
8 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の策定	5
9 健康保険法等の改正	5
10 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改定	7
11 孤独・孤立対策推進法の制定	7
12 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定	8

1 「こども大綱」の推進

2023（令和5）年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定された。今後は、こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進していくことになる。

「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」の3つを1つにまとめたもので、基本的な方針として、こども基本法、子どもの権利条約等の理念を6つの柱に整理している。

- ① こども・若者は権利の主体、今とこれからの最善の利益を図る
- ② こども・若者、子育て当事者とともに進めていく
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援
- ④ 良好な成育環境を確保、貧困と格差の解消
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現
- ⑥ 施策の総合性の確保

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第3講・第6講
④『社会福祉』第1講・第3講
⑤『子ども家庭支援論』第3講
⑥『社会的養護Ⅰ』第1講・第3講

2 「こども未来戦略」の策定

2023（令和5）年12月22日、「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」が閣議決定された。

「こども未来戦略」では、人口減少を加速化させる少子化への対策を講じるため、3つの理念を以下のとおり掲げている。

- ① 若い世代の所得を増やす
- ② 社会全体の構造・意識を変える
- ③ 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

また、今後3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」として、具体的に以下の点を示している。

- ① 児童手当の抜本的拡充
- ② 「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設
- ③ 育休給付の給付率の引き上げ など

ほかにも、財源の確保や、こども・子育て予算倍増に向けた大枠の設定など、異次元の少子化対策を打ち出している。

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第4講・第6講
⑤『子ども家庭支援論』第3講

3 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の策定

2023（令和5）年5月12日に、保育所等における不適切な事案を踏まえて、こども家庭庁は「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定した。

本ガイドラインでは、虐待と不適切な保育について以下のとおり整理している。

〈虐待等について〉

保育所等における虐待とは、保育所等の職員が行う次のいずれかに該当する行為。このほか、こどもの心身に有害な影響を与える行為を含める。

- ①身体的虐待：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②性的虐待：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすることまたは保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
- ③ネグレクト：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②または④に掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- ④心理的虐待：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〈不適切な保育について〉

保育所等における不適切な保育を「虐待等と疑われる事案」とする。

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第9講
⑥『社会的養護Ⅰ』第14講
⑱『子育て支援』第13講

4 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」の策定

2023（令和5）年12月22日に、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。

すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上を目的として、以下の5つのビジョンが設けられている。

- ①こどもの権利と尊厳を守る
⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障
- ②「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠
- ③「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出
- ④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援
- ⑤こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す
⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

※「はじめの100か月」とは

本ビジョンをすべての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

【主な関係巻】 ④『社会福祉』第2講・第12講
⑤『子ども家庭支援論』第3講

5 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の改正

2024（令和6）年2月13日に「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）が改正された（2024（令和6）年4月1日適用）。改正の概要は以下のとおりである。

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・利用措置に関する事項の追加
→基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・利用措置による提供も勘案の上、設定すること等が規定された。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
→市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等が規定された。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
→都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等の措置をとること、②都道府県が子どもの意見表明等の支援や子どもの権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定された。
4. その他所要の改正
→基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ、所要の改正が行われた。

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第4講・第6講・第14講
④『社会福祉』第2講・第4講
⑤『子ども家庭支援論』第3講・第4講・第13講
⑥『社会的養護Ⅰ』第2講・第6講・第9講

6 DV防止法の改正

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の一部改正法が2023（令和5）年5月19日に公布された。改正の概要は以下のとおりである（一部の規定を除き、2024（令和6）年4月1日施行）。

(1) 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化

- ① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの「身体に対する暴力」「生命または身体に対する加害の告知による脅迫」を受けた者に加えて、「自由、名誉または財産に対する加害の告知による脅迫」を受けた者が追加された。

また、接近禁止命令の発令要件について、改正前の、さらなる身体に対する暴力により身体・生命に重大な危害を受けるおそれ大きい場合から、さらなる身体に対する暴力ま

たは生命・身体・自由・名誉・財産に対する加害の告知による脅迫により生命・心身に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に拡大された。

- ② 被害者、被害者の子・親族への接近禁止命令等の期間が1年に延長された。
- ③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）の文書の送付・SNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得が追加された。なお、位置情報の無承諾取得については、位置情報記録の範囲や取得方法など政令で定める事項があり、2023（令和5）年7月5日に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令が制定され、委任規定が示された。
- ④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合について、当該子への電話等禁止命令が創設された。15歳以上の子については、その同意がある場合に限られる。対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早朝の電話・FAX、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等である。
- ⑤ 被害者の子への接近禁止命令・電話等禁止命令について、命令を受けた者による、当該命令の要件を欠くに至った場合の取消し制度が創設された。接近禁止命令の発令後6か月以降または電話等禁止命令の発令後3か月以降のいずれか遅い日以後に申し立てできる。
- ⑥ 退去等命令の期間について、住居の所有者または賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月とする特例（原則は2か月）が新設された。
- ⑦ 保護命令違反は、改正前の、1年以下の懲役または100万円以下の罰金から、2年以下の懲役または200万円以下の罰金へと厳罰化された。

(2) 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充

国が定める配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（基本方針）および基本方針に即して都道府県が定める基本的な計画（都道府県基本計画）について、「被害者の自立支援」「国、地方公共団体、民間の団体の連携・協力」に関する事項が必要的記載事項とされた。なお、被害者の自立支援については、DV防止法第2条において「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む」と規定することによる対応となっている。

(3) 協議会の法定化

都道府県は、単独でまたは共同して、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会（協議会）を組織するよう努めなければならないとされた。市町村は、協議会を組織することができることとされている。協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている。

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第4講・第9講

- ④『社会福祉』第4講
- ⑤『子ども家庭支援論』第9講
- ⑯『子育て支援』第12講

7 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改定

2023（令和5）年9月8日に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（令和5年内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第1号）が告示された。2013（平成25）年の「基本方針」は廃止となっている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の2の規定に基づく基本方針であり、構成は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な事項」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の内容に関する事項」「国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項」「その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する重要事項」から成っている。

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第9講

8 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の策定

2022（令和4）年5月25日に公布された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（2024（令和6）年4月1日施行）に基づき、2023（令和5）年3月29日に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第111号）（以下、基本方針）が公示された。対象期間は、2024（令和6）年度～2028（令和10）年度までの5年間とされている。都道府県は、基本方針に即して、支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない（市町村は努力義務）。基本方針に規定されている事項は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項② 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項③ 都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項 |
|---|

【主な関係巻】 ④『社会福祉』第3講・第4講

9 健康保険法等の改正

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、2023（令和5）年5月19日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである（施行日は2024（令和6）年4月1日（ただし、(3)①の一部および(4)⑤は公布日、(4)③の一部は2023（令和5）年8月1日、(1)②は2024（令和6）年1月1日、(3)①の一部および(4)①は2025（令和7）年4月1日、(4)③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日））。

- (1) こども・子育て支援の拡充（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等）
 - ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。

（※）42万円→50万円に2023（令和5）年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
 - ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。
- (2) 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し（健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律）
 - ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
 - ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。健康保険組合連合会が行う財政が厳しい健康保険組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。
- (3) 医療保険制度の基盤強化等（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等）
 - ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割および責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
 - ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国民健康保険事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
 - ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。
- (4) 医療・介護の連携機能および提供体制等の基盤強化（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等）
 - ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
 - ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等にかかる医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
 - ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報にかかる

データベースを整備する。

- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（2023（令和5）年9月末→2026（令和8）年12月末）等を行う。

【主な関係巻】 ④『社会福祉』第1講・第3講

10 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正

2023（令和5）年5月19日に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第116号）が改正され、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までを計画期間とする第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画の作成または変更にあたって即すべき事項が定められた。

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第12講
④『社会福祉』第13講
⑦『障害児保育』第15講

11 孤独・孤立対策推進法の制定

孤独・孤立の問題は、社会環境の変化による人と人との「つながり」の希薄化や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により一層深刻な社会問題となっていることに加え、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれるなか、さらなる深刻化が懸念されている。こうしたことを背景に、2023（令和5）年6月7日、国および地方公共団体において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的として、孤独・孤立対策推進法が公布された（2024（令和6）年4月1日施行）。この法律の概要は以下のとおりである。

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者およびその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会および他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活および社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体および当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換および支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等にかかる秘密保持義務および罰則規定を設ける。

【主な関係巻】 ④『社会福祉』第1講・第3講

12 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定

2023（令和5）年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布され、同日施行された。

本法律は、すべての国民が、その性的指向（※1）やジェンダーアイデンティティ（※2）にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的としている。

※1：本法律において、「性的指向」とは、恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向のことと定義されている。

※2：本法律において、「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度にかかる意識のことと定義されている。

【主な関係巻】 ③『子ども家庭福祉』第4講

新・基本保育シリーズ 別冊 2024
法制度等の主な動きとポイント
2024年4月5日 発行
発行……中央法規出版株式会社

過去に発行した『制度等の主な動きとポイント』
を下記QRコードからダウンロードいただけます。



〔2021年版〕



〔2022年版〕



〔2023年版〕